

静岡県告示第97号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年2月24日から起算して15日間、戸田漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県沼津市戸田1062-9	野田 孝
静岡県沼津市戸田270-1	佐藤 節雄
静岡県沼津市戸田3697-11	進藤 俊春
静岡県沼津市戸田2773-1	高田 清
静岡県沼津市井田24-1	濱野 俊道

2 加入区

戸田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

戸田漁業協同組合